

会津若松

# 市政だより

臨時号

7月5日発行  
No. 273-1968

## し尿汲取り 委託業務特集

この臨時号は市衛生課が編集しました

# し尿汲取りが委託業務となり料金が変ります

### 人頭割制とは

家族人数割によって料金を計算し、これに世帯割20円を加算して料金を支払う方法です。

### 8月1日から人頭割制と従量制に

市では汲取り方法の改善について、根本的に検討するため、会津若松市汲取事業促進委員会にはかり審議をすすめて参りました。この委員会から答申を得ましたので、市ではこの答申を尊重しながら、より良い汲取り方法と適正な料金とに重点を置き、さらに検討を加え次のように実施することになりました。

### 人頭割制の特徴

- 事前にその月分の料金を各人が計算でき安心である。
- 毎月1回定期的に片押しで汲取る。
- 電話などの申込みがいらない。
- サービスについての不満がなくなる。

などですっきりとなります。

実施とともに、市はさらに円滑に行なわれるよう常に委託業者を指導、監督してゆきますが、今後とも市民の皆様のご協力をお願いいたします。

### 実施要項

#### 人頭割制と従量制との区分

◇特殊な場合の料金(人頭割制及び従量制の場合とも)  
汲取り口から車道までのホースの長さが45メートルを超える場合は、1回汲取るごとに60円を加算になります。

◇冬期料金(人頭割制及び従量制の場合とも) 冬期料金の期間は12月1日から翌年2月末日までの3ヶ月

### 汲取料金の支払い

8月1日からの料金は汲取りの際、作業員などに直接支払わないでください。別途に市から2・3日後料金を戴きに参ります。

留守のときは、隣家へ頼んで置いてください。

## 人頭割制と従量制との区分

◇人頭割制の対象者 ①一般家庭 ②通勤雇用者が6人までの事業所、商店など（通勤雇用者が6人までの場合は、2人をもって家族1人とみなし、住込みの場合は家族に含む）

▷人頭割制料金 ①1人1ヶ月65円に1世帯につき20円加算。②便槽が小さく月2回以上汲取るときは、2回目から1回につき一率に150円です。

一般家庭や通勤雇用者6人までの事業所、商店などでも便槽が雨もれ、水もれ(亀裂しているなど)しているもの(修理後は人頭割制となります)は従量制となります。

◇従量制の対象者 通勤雇用者が7人以上の事業所、商店及び比較的不特定多数の人が出入りするところ、官公署、会社、駅、教会、寺院、神社、高等学校、寄宿舎、病院、診療所、銀行、旅館、料理店、飲食店、塾、下宿業、理美容業、映画館、劇場、遊技場、百貨店、教習所、事業所、事務所など（家族が1人でも通勤雇用者が7人以上おれば従量制となります）

▷従量制料金 100リットルまでは150円とし、18リットルを増すごとに28円を加算されます。(18リットルに満たないときは18リットルとする。)

人頭割制	三月から十一月まで		十二月から二月まで	
	基本料金	一世帯につき 二〇円	基本料金	一世帯につき 二〇円
従量制	世帯員一人につき 六五円	世帯員一人につき 七五円	世帯員一人につき 二〇円	世帯員一人につき 二〇円
上汲頭割制は、毎月一回汲取ることとし、月二回以上汲取る場合は、二回目から一回につき一率一五〇円とする。	一〇〇リットルまで 十八リットルまでを 増すごとに 二八円	一〇〇リットルまで 十八リットルまでを 増すごとに 三二円	一〇〇リットルまで 一七二円	一〇〇リットルまで 一七二円
し尿の汲取り口が車道から四五メートルを越える場合は割増料金として一回につき六〇円を加算する。				

える場合は、1回汲取るごとに60円を加算になります。

◇冬期料金（人頭割制及び従量制の場合とも） 冬期料金の期間は12月1日から翌年2月末日までの3ヵ月間です。

◇家族構成員の移動について 人員の移動については、転出入の移動届によって処理しますが、移動証明を持たずに1カ月以上不在になる方、又は入ってこられた方は直ちに市民生部衛生課に届け出てください。

◇留守の場合 ①汲取りの方法は隣りから隣りへと片押しに毎月定めた日に汲取る予定です。②汲取り予定日に家庭の都合で不在にする場合は、予め汲取り日が予想されますので、お隣りに頼んでおいて留守でも汲取られるようにしてください。③作業体制が整うまでは1, 2日のずれはあると思いますのでご協力ください。

◎委託業務開始前のお願い

委託業務を来る8月1日から実施いたしますので、人頭割制になる家庭の便槽を一度汲取ってから始めることになりますが、その準備汲取りを7月中旬に現在の料金で行ないますのでご協力ください。

汲取料金の算定基礎

○人頭割制による人員の算定は毎月1日現在の世帯人員とする。

○月の中途において、新たに汲取りを開始するとき、または廃止した場合において当該月に汲取ったときはその月分を徴収する。

○月の中途中で人員の増減のあったときは、その月の翌月分から人員数を更正する。

## 人頭割の改定料金

1人	65円	+	20円	=	85円
2人	130円	+	20円	=	150円
3人	195円	+	20円	=	215円
4人	260円	+	20円	=	280円
5人	325円	+	20円	=	345円
6人	390円	+	20円	=	410円
7人	455円	+	20円	=	475円
8人	520円	+	20円	=	540円
9人	585円	+	20円	=	605円
10人	650円	+	20円	=	670円

支払わないでください。別途に市から2・3日後料金を戴きに参ります。

○留守のときは、隣家へ頼んで置いてください。

8日から説明会を開催

この事業は市民全般に密接な関係があり、生活からきりはなすことの出来ない重要なものと考えておりますので、この汲取り方法の趣旨の徹底を図るため、市民の皆様の絶大なるご協力を賜わりたく、別記日程により委託業務全般について説明会を開催いたしますから万障縦合せの上、多数ご出席くださるようご通知いたします。

汲取り業務説明会日程

月 日	時 間 (午後)	場 所	対象学区
7. 8	2 時	鶴城小講堂	鶴城学区
9	//	行仁小講堂	行仁学区
10	//	城北小講堂	城北学区
11	//	日新小講堂	日新学区
12	//	城西小講堂	城西学区
13	//	謹教小講堂	謹教学区

当日都合のつかない方は、どの会場でも結構です。

## 町内会単位の説明会希望申込みについて

町内会単位で、この説明会開催を希望される町内会は  
区長さんから市民生部衛生課に申込んでください。ご要  
望に応じて市より説明に参ります。

見やすいところに  
はつておいてください